**公益社団法人日本鍼灸師会　準会員規程**

（目的）

第１条 本規程は、公益社団法人日本鍼灸師会（以下「本会」という。）定款第７条（２）に基づき、鍼灸学校の学生・専任教員，鍼灸師免許取得後３年以下の鍼灸師を支援するために創設された準会員に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（準会員）

第２条　本規則において準会員とは、以下のいずれかに該当し、直接本会へ加入した者をいう。

　　　①鍼灸学校の学生

　　　②鍼灸学校の専任教員

　　　③鍼灸師免許取得後３年以下の鍼灸師

（準会員資格の取得）

第３条　準会員になろうとする者は、別紙の申請書に必要事項を記載し、本会会長宛に申請する。

　２　会長は、理事会の承認を得て、準会員の認定を行う。

（準会員の権利及び義務）

第４条　準会員の権利に関しては、次のとおりとする。

　　（1）本会代議員選挙に関する選挙権・被選挙権は有しない。

　　（2）次の事項について、本会正会員と同じ扱いを受けることができる。

　　　　①本会主催の研修会等への参加費用

　　　　②パンフレットその他本会の発行物の購入代金

　　　　③本会の会員向けホームページ及びメールマガジンの閲覧

（準会員の会費）

第５条　準会員の年会費は，本会会費規程において定める。

（改廃）

第６条　この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附　則

　この細則は、令和元年６月９日から施行する。

附　則

　この細則は、令和元年８月２５日の理事会で一部改訂し、施行する。

（別紙）

**準会員加入申請書**

　　年　　月　　日

公益社団法人日本鍼灸師会

　会　　長　　　　　　　　殿

　私は、本日、下記のとおり、準会員の加入を申請致します。

１　準会員になろうとする者

　　住　　所

　　氏　　名

　　生年月日　　　　　年　　　　月　　　　日

　　電話番号及びメールアドレス

２　準会員の資格（下記のいずれかに〇印をつけて下さい）

　　①鍼灸学校の学生

　　②鍼灸学校の専任教員

　　③鍼灸師免許取得後３年以下の鍼灸師

３　はり師及びきゅう師の免許（鍼灸師免許取得者のみ記載して下さい）

　　免許番号　　はり師（　　　　　　　　　　）　きゅう師（　　　　　　　　　）

取 得 日　　はり師（　　　　　　　　　　）　きゅう師（　　　　　　　　　）

４　学校及び卒業（予定）年月日（卒業・予定のいずれかに〇をつけて下さい）

　　学校名

　　学　年

　　卒業・予定　　　　年　　　　月　　　　日

５　勤務・開業に関して

１．勤務　 ２．開業

６　その他の資格

　　あんまマッサージ指圧師・医師、薬剤師、柔道整復師、介護支援専門員、その他（　　　　　　　）

７　同意事項

　「本会は会員管理業務を各都道府県鍼灸師会に委託しております。その為、提出いただきました情報は、会員管理業務の為に在住地域の都道府県鍼灸師会と共有させて頂きます。」

１．はい　２．いいえ　　※「はい」にチェックが入った場合のみ、登録可能となります。